

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。

第12条第1項第3号イ中「特定非営利活動促進法施行規則」の右に「(以下「省令」という。)」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 次に掲げる報酬又は給与の状況に関する事項

ア 役員、社員若しくは寄附者若しくは役員、社員、職員若しくは寄附者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と省令第22条に規定する特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給の状況

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

第12条第3項各号列記以外の部分中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第7条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第12条第1項第5号の規定は、地方税法第314条の7第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動

法人が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)